

身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において携行できる生活用動産であり、保険価額が30万円以下のものをいいます。

具体的には、時計、カメラ、テント、鞆等です。ただし、(1)から(6)までに掲げる物は、保険の対象になりません。

(1) 船、航空機、自動車、原動機付二輪車および三輪車等、雪上オートバイ、リ्यूージュ、ボブスレー、スケルトンゴーカート、自転車、スカイダイビング、

ハンググライダー、パラグライダー、超軽量動力機、ジャイロプレーン、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

(2) コンタクトレンズ、眼鏡、義歯、義肢、その他これらに準ずる物

(3) 衣類、靴、靴下、手袋、紐、その他これら消耗品に準ずる物

(4) 動物および植物

(5) 金銭、有価証券、手形、小切手、定期券、印紙、切手、鉄道・船舶・航空機の乗車券、宿泊券、観光券及び旅券、通帳、預金自動支払機カード、

預金証書または貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、磁気媒体とそのソフト、その他これらに準ずる物

(6) 稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずる物